

## 旭川市結核健康診断費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条第1項の規定により行う結核健康診断費用に対する補助の取扱いについて定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校及び専修学校並びに各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除くものをいう。
- (2) 施設 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号。以下「政令」という。）第11条に定めるものをいう。
- (3) 補助事業 この要綱に定める補助金の交付対象となる事業をいう。
- (4) 補助事業者 前号に定める補助事業を行う者をいう。

### (目的)

第3条 学校又は施設の長が行う結核健康診断に係る経済的負担を軽減することで、結核健康診断の確実な実施を図り、結核のまん延や集団感染を防止する。

### (補助対象)

第4条 学校又は施設（国、道又は市が設置する学校又は施設を除く。）の長が行う法第53条の2第1項に基づく定期の健康診断を補助対象とする。

### (補助額の算出方法)

第5条 補助額は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額とし、円未満は切捨てとする。

- (1) 別表の基準額の欄に定める額
- (2) 別表の対象経費の欄に定める額から寄附金その他の収入を控除した額

### (補助率)

第6条 法第60条第1項の規定により、法第58条の3の費用に対して、その3分の2を補助する。

### (交付申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対し次の各号に掲げる事項を記載した結核健康診断費補助金交付申請書（様式第1号）、結核健康診断事業実施計画書（様式第2号）及び事業収支予算書抄本（様式第3号）を毎年度6月30日までに提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 補助事業の着手及び完了の予定年月日
- (3) 補助事業に要する経費の配分及び収入金の内訳
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及び算出基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

### (交付の決定)

第8条 市長は、前条による交付申請書の提出があったときは、申請内容が法令に違反していないか、交付の基準、目的等に照らし当該申請書の審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとし、必

要に応じて実地調査等を行うこととする。

(交付決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付決定額その他決定の内容を結核健康診断費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付を決定する場合において、当該交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項の申請書の内容に修正を加え、又は別に条件を付し、通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、前条第1項に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、20日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができるものとする。

2 前項に規定する取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第11条 補助金の交付を決定した後において、補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(状況報告等)

第12条 市長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要と認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査をすることができる。

2 市長は、前項に規定する報告等に基づき、補助事業が補助金交付決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、当該事業者に対してこれに従って当該事業を遂行するよう指示するものとする。

(補助事業の中止等)

第13条 補助事業者は、補助金交付の決定の後において、やむを得ない事情により補助事業を中止又は廃止しようとするときは、遅滞なく次の各号に掲げる事項を記載した結核健康診断費補助事業中止・廃止申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者の住所及び氏名（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 補助事業の着手及び中止・廃止の期日
- (3) 中止・廃止の理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の承認に伴い、補助金の交付をしないことを決定したときは、結核健康診断費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により通知する。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、事業完了後速やかに、市長に対し次の各号に掲げる事項を記載した結核健康診断費補助金事業実績報告書（様式第9号）、結核健康診断補助金精算内訳書（様式第10号）、結核健康診断費支出明細書（様式第11号）及び収支決算（決算見込）書抄本（様式第12号）を提出するものとする。

- (1) 補助事業者の住所及び氏名（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 補助事業の着手及び完了の期日
- (3) 補助事業に要した経費の配分及び収入金の内訳

(4) 交付を受けようとする補助金の額及び算出基礎

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の報告書には健康診断の内容が記載された医療機関等の支出証拠書類等の原本の添付を原則とし、原本の提出が困難な場合は、原本を確認後、写しを取り、返却することとする。

なお、年度末に支出証拠書類等の添付が難しい場合において請求書等の添付により補助金を確定させたときは、支払い終了後速やかに支出証拠書類等を提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 15 条 市長は、前条による実績報告があったときは、当該報告書の審査を行い、必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、結核健康診断費補助金交付額確定通知書(様式第 13 号)により補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 16 条 補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容又は各補助金の交付規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第 1 項に規定する取消しについては、書面により申請者に通知するものとする。

(交付の時期)

第 17 条 補助金は、第 15 条の規定による補助金額の確定後において交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 18 条 前条の規定にかかわらず、市長が補助事業の遂行上特に必要があると認めたときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 前項の補助金の概算払を受けようとする者は、第 8 条の規定による交付の決定後に、市長に対し次の各号に掲げる事項を記載した結核健康診断費補助金概算払申請書(様式第 7 号)を提出するものとする。

(1) 補助事業者の住所及び氏名(法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 補助金の交付決定額

(3) 概算払を受けようとする補助金の額、交付の時期及びその算出の基礎

(4) 概算払を必要とする理由

(5) その他必要と認める事項

3 市長は前項の申請に基づき、概算払をすることを決定したときは、結核健康診断費補助金概算払承認通知書(様式第 8 号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 市長は補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

3 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき、市長が定める算出方法により算出した延滞金を納付することとする。

(理由の提示)

第 20 条 市長は、第 12 条第 2 項の規定による指示をするとき、又は第 16 条の規定による取消しをするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(関係書類の整備等)

第 21 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入と支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業完了の期日の属する年度の翌年度の初日から 5 年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第 22 条 補助事業者は、この補助金により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具については、8 年を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。

2 市長の承認を受けて、前号に定めた機械及び器具を処分することにより収入があった場合には、市長の定めるところにより、本市に納付すること。

(施行細目)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

| 基準額   | 対象経費  |
|---|---|
| 次に掲げる額の合計額  | 法第 58 条の 3 により学校又は施設の設置者が法第 53 条の 2 第 1 項により行う健康診断の実施のために支弁した費用 |
| 1 間接撮影 (レンズカメラ) を受けた者の延べ数×市長が別に定める単価                          |   |
| 2 間接撮影 (70mm ミラーカメラ) を受けた者の延べ数×市長が別に定める単価                     |   |
| 3 間接撮影 (100mm ミラーカメラ (直接撮影及びデジタル撮影を含む。)) を受けた者の延べ数×市長が別に定める単価 |   |